

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和5年7月5日(水)午後3時から

2. 会議の場所 市役所本館3階大会議室

3. 会議に付した議案等

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
申請人 [REDACTED]

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 [REDACTED] 外3件

議案第15号 滑川農業振興地域整備計画の変更について
申請人 滑川市長 水野 達夫

議案第16号 農用地利用集積計画の策定について
申請人 滑川市長 水野 達夫

- ・農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

4. 委員の出欠

(出席農業委員・7名)

澤田 博行、山田 義明、石原 忠則、石若 明道、福田 智、
新村 剛、長谷川 玲子

(出席推進委員・8名)

松井 滋樹、石倉 光男、浦田 英男、吉田 満夫、東川 一志、滝川 裕子、
加藤 清治、伊藤 久義

(欠席委員・1名)

黒田 敏弘

5. 事務局(3名)

石井事務局長 村田主任 大竹主任

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

会 長 本日、黒田委員より欠席の届け出が出ております。
それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
議事録署名委員に、福田 智委員、長谷川 玲子委員を指名します。
これより議案審議に入ります。
議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件につ
いて事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案第13号1番について朗読及び説明)
申請地は、[REDACTED] 外2筆、田です。
申請地は、県道古鹿熊・滑川線に面する農地です。
申請地は、譲渡人が高齢のため長らく休耕田でした。この度、申請地に
隣接する空き家に譲受人が移住し、今後同じく移住してくる譲受人の婚約
者とともに申請地を取得後、家庭菜園としてトマト・ナス・ピーマン・きゅ
うり・レタス・じゃがいも・玉ねぎ等を耕作していく予定としています。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石原委員 先日吉田委員と現地確認してきました。特に問題ないと思います。

吉田推進委員 家庭菜園をされるということで所有権移転に関して特に問題ないと思
います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に
関する件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案第14号1番について朗読及び説明)
申請地は、市道緑町加島町線に面する農地です。
申請地は、用途地域内(第1種中高層住居専用地域)の農地であること
から、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。
転用理由は、一般住宅敷地です。
譲受人は現在[REDACTED]の親族宅に居住していますが手狭であり、今後の人

	生設計を考えたところ、夫婦で独立して住居を構えることを考え、候補地を探していたところ、住宅分譲地は価格面で折り合いがつかず、今回申請地が関係者の同意を得られ、価格面・生活面から適地であると判断し、申請されたものです。 隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、前面の既存道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。	加藤推進委員	同じく問題ないと思います。
会 長	地区担当委員の補足説明をお願いします。	会 長	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は県へ進達することといたします。
松井推進委員	この農地は20～30年作付けされておりません。特に問題ないと思います。	会 長	では、事務局より次の説明をお願いします。
会 長	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は県へ進達することといたします。	事 務 局	(議案第14号3番について朗読及び説明) 申請地は、県道黒川滑川線から一本富山側にある農道に面する農地です。 申請地は、半径500メートル以内に小学校、中学校等の公的施設が2以上あり、上下水道が埋設された道路に面する農地であることから公共施設整備済区域であり、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由は、駐車場敷地です。 譲受人は申請地の隣接地に居住しています。これまで、住居から出入りする際は、隣接者の所有する宅地通路部分を通らせてもらっていましたが、車の侵入に難儀しています。また来客時や娘が来訪する際は駐車場がなく、近隣農道に駐車しています。これらのことから居宅の前面にある申請地を自家用駐車場2台、来客用駐車場及び敷地への進入路とすることを計画し今回申請されたものです。 申請地は砕石仕上げとし、隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、隣接する既存水路に放流します。
会 長	次の案件の地区担当は私であり、本来であれば職務代理に進行をお願いしているところですが、本日欠席のため、このまま私の方で進行も務めさせていただきます。 (各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、私の方で進行させていただきます。 では、事務局より次の説明をお願いします。		
事 務 局	(議案第14号2番について朗読及び説明) 申請地は、市道上小泉西部区画11号線に面する農地です。 申請地は、用途地域内(第2種中高層住居専用地域)の農地であることから、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由は、駐車場敷地です。 譲受人は現在申請地の隣接地に居住していますが、駐車可能台数が2台分しかないため、来客時や息子家族の来訪時に駐車箇所がないことから不便を来しています。この度、隣接農地所有者等の同意を得られたことから2台分の駐車スペースを確保するために申請されたものです。 隣接農地との境界はコンクリート施工し、土砂の流出を防止します。雨水は、前面の既存道路側溝に放流します。	新村委員	地区担当委員として補足説明をします。 図面をご覧のとおり、この農地は従来から農地として生産活動をしておられません。土地が不整形でもあり、草刈りの管理をしていただいたことで、特に問題はないと思います。
		加藤推進委員	同じく特に問題ないと思います。
新村委員	地区担当委員として補足説明をします。 図面をご覧のとおり、この場所は土地区画整理事業を行っており、周りは既に宅地化していますので、特に問題ないと思います。	会 長	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は県へ進達することといたします。
		会 長	では、事務局より次の説明をお願いします。
		事 務 局	(議案第14号4番について朗読及び説明)

申請地は、県道黒川滑川線から一本富山側にある農道に面する農地です。

申請地は、半径 500 メートル以内に小学校、中学校等の公的施設が 2 以上あり、上下水道が埋設された道路に面する農地であることから公共施設整備済区域であり、第 3 種農地と判断され許可できるものと考えられます。

転用理由は、駐車場敷地です。

譲受人は申請地の隣接地に居住しており、3 番で説明した申請者の隣接地に居住する方です。既存敷地内には駐車場がなく、近隣農道に駐車しています。来客時も同様に農道に駐車してもらっています。これらのことから居宅の前面にある申請地を自家用駐車場 3 台、来客用駐車場及び車両回転スペースとすることを計画し、今回申請されたものです。

申請地は碎石仕上げとし、隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、隣接する既存水路に放流します。

新村委員 地区担当委員として補足説明をします。
前の案件と関連しており、こちらも特に問題はありません。

加藤推進委員 3 番同様で問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 続きまして、議案第 15 号 滑川農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願いします。

事務局 5 ページをお願いします。滑川農業振興地域整備計画の変更(農用地区域からの編入・除外)について、6 ページのとおり滑川市長より農業委員会の意見を求められているものです。

7 ページをお願いします。除外願出件数 3 件、6 筆、除外面積 11,562 m²。除外願出地は 1 件目が■■■■■、1,928 m²。除外後の用途は、倉庫敷地及び駐車場です。2 件目は■■■■■、1,894 m²。除外後の用途は駐車場です。3 件目は■■■■■外 3 筆、7,740 m²。除外後の用途は資材置場です。

申請地の位置図は 8 ページから 10 ページのとおりです。11 ページ以降は、除外地番一覧表となります。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)

それでは、異議なしということで、議案第 15 号については適正である旨、市長に答申することといたします。

会 長 続きまして、議案第 16 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 14 ページをお願いします。利用権設定に伴う議案になります。
農業経営基盤強化促進法の改正による、附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、改正前の同法 18 条第 1 項の規定により、15 ページのとおり市が策定した農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求められているものです。
16 ページをお願いします。利用権設定状況、貸し手 2 件、借り手 2 件で、面積合計は 10,314 m²で、うち新規は 1 件、6,169 m²になります。詳細は、17～18 ページに記載のとおりです。

会 長 この件に関しましてご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します。

その他

- ・農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

会 長 これで、審議は終了しました。

午後 3 時 30 分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員